破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３５号
秋田県湯沢市大工町７番28号
債務者　安中洋子こと　鄭　　南伊
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４９号
秋田県湯沢市八幡字古舘145番地
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２９８号
愛知県岡崎市中園町字欠間10番地
債務者　岩月　伸也
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
高知県吾川郡いの町枝川3033番地16
債務者　下元　勝幸
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２４５号
札幌市豊平区美園４条１丁目３番18―302号
債務者　海老名喜久子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２２号
札幌市東区東苗穂14条３丁目12番５号
債務者　廣瀬　則夫
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２３号
札幌市東区東苗穂14条３丁目12番５号
債務者　廣瀬　三惠
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８３号
札幌市豊平区美園２条４丁目４番１―301号
債務者　奥田恵理こと　奥田　銀竜
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１５号
札幌市豊平区美園４条３丁目１番29号　朝日ハイツ105号
債務者　千葉　安代
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１７号
札幌市北区新琴似１条８丁目12番８号　第２ゴールドハウス５号
債務者　谷口　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０６号
札幌市白石区北郷2382番地59
債務者　村田沙由美
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２１号
札幌市中央区南９条西９丁目３番40号　ヒールコート中島公園303号
債務者　横山　三郎
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２７号
札幌市豊平区豊平３条６丁目１番38号　鈴木マンション205号
債務者　長田　　弘
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８号
北海道紋別市大山町１丁目６番地の５
債務者　加賀谷珠美
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第２８１号
静岡県駿東郡清水町伏見25番の２　エステートピアミルカ107、前住所静岡県駿東郡清水町伏見19番地の１　フォーブル綾田202
債務者　大川　義則
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
京都府福知山市字土師768番地の３
債務者　小室　千鶴
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
京都府福知山市字土師768番地の３
債務者　小室　敏男
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３９６８号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　甲子寮
債務者　源　　聡
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
　大阪地方裁判所第６民事部